

みんなが幸せに生活できるまちづくりを



「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる場や年齢層で、男女共同参画意識を浸透させるために、幅広く効果的な意識啓発に努めます。

①男女共同参画意識の浸透

- ▽社会制度・慣行の見直し
男女共同参画の現状と課題を的確に把握するため、社会制度や慣習・慣行を調査します
- ▽固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発の推進
各地区コミュニティ運営協議会と協働で男女共同参画についての学習や、地域に応じた啓発事業を推進します
- ▽男女共同参画の推進に関する情報提供
さまざまな媒体を通じて市民や企業への情報提供や啓発を実施します
- ②教育・学習の場における男女共同参画の推進
保護者や教職員へ学習機会を提供するとともに、子どもたち自身が自分の生き方を選択する力を育成できる教育を求めています。

性別にとらわれない社会づくり

基本目標③

市では、男女共同参画のさらなる推進を目的に「第2次男女共同参画プラン」を策定しました。前回に引き続き、同プランの内容を紹介します。

メッセージ

男女共同参画だより

問い合わせ先

男女共同参画推進課
TEL(36)0048
FAX(36)0032

男女共同参画推進センター「ゆい」

TEL(36)0250
FAX(36)0269



に、子どもたち自身が自分の生き方を選択する力を育成できる教育を求めています。

▽就学前教育における男女共同参画の推進

就学前児童に関わる教職員に対し、意識の向上を目指した研修を実施します

▽学校教育における男女共同参画の推進

誰もが人権を尊重し合います

基本目標④
個性と能力を發揮し、男女が共に参画できる社会づくり

多様性に富んだ活力ある社会づくりを推進するため、誰もが個性と能力を發揮できる体制を整えていきます。

①政策・方針決定過程への女性の参画の推進

政策や方針など、意思決定される場への女性の参画は十分といえませんが、あらゆる分野に女性が参画できるように支援します。



▽審議会などへの女性の参画の推進

政策や方針の立案・決定に女性の意見が反映されるように、女性委員の登用を積極的に推進します

い、お互いの性への理解を深められるような教育・学習を推進します

▽コミュニケーションにおける女性役員登用促進
地域づくりに女性の意見が反映されるように、女性の参画を促します

▽職場における男女共同参画の推進

職場での性別役割分担意識の解消や女性の職域拡大の啓発を実施します

▽社会教育における男女共同参画の推進
性別にとらわれない表現の促進を図り、メディアリテラシー（*1）の育成を進めます
（*1）メディアの情報を一方的に受け取るのではなく、積極的に解釈したり、批判したりする力

▽家庭教育における男女共同参画の推進

家庭や子育ての中で男女共同参画の必要性について意識を高めるように働きかけていきます



②地域・社会活動への男女共同参画の推進

地域社会をより豊かなものとするために、誰もが参加しやすい環境づくりや情報提供などの支援を進めていきます

▽男女の社会参画の促進と支援

男女が共によりよい地域づくりに取り組むため、さまざまな活動に参画できるように支援します

▽地域活動を促進するためのリーダーの育成

地域のさまざまな分野で活発な活動ができるように、リーダーの発掘と養成に努めます

③職域における男女共同参画の推進

第1次産業では、持続的な発展や新しい担い手の確保のため、啓発を進めます。また、一度退職した女性の再就職を支援します。

▽就業環境整備の啓発



▽就業環境整備の啓発
農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるように啓発するとともに、環境を整備します

▽商工業・農林水産業における男女共同参画の推進

女性グループの支援や人材育成を図りながら、地域の活性化を図ります

▽女性の就業支援や就業機会の拡大

女性がその能力を十分に發揮できるように、就労に向けた情報提供や相談事業の充実を図ります

▽女性のチャレンジ支援

出産や介護などで退職した女性の再就職を支援するため、講座の充実を図ります

④国際社会との連携

国際社会の一員としての自覚を持ち、お互いを認め合い、尊重し、理解しながら豊かなパートナーシップを築くことが大切です。

▽国際的視野に立った事業・教育の推進

国際的視野に立つて男女共同参画を考えられるように、国際交流事業を支援するとともに、情報提供をします

【事業の推進】

▽市民、市民団体、各区コミュニティ運営協議会、学校と連携・協働し、事業を実施します

▽事業所に対して、意識啓発に努めていきます

みなさんの理解と協力をお願いします。



相談情報

誰でも相談できます

* 予約は男女共同参画推進センター ☎(36)0250まで

就業相談 *要事前予約 就職に関する相談や助言を受け付けます。職業あつせんはしていません	毎月 第3水曜日	10:00~12:00
法律相談 *要事前予約 女性の弁護士が、離婚など女性を取り巻く問題の相談を受けます	毎月 第3火曜日	13:00~16:00
こころと生き方相談 *要事前予約 家庭や夫婦間での心配事相談などを受けます	第1~第4 木曜日	13:00~17:00
むなかたホットライン（電話相談） 専門カウンセラーが、心配事相談などを受けます ☎093(561)5737	毎週 月・水曜日	10:00~17:00